

## (クラレ) 大原記念奨学生募集要領

### 1. 募集対象

下記の条件(1)・(2)・(3)を満たす学生。

(1) 応募時の在学年が以下の①、②のいずれかに該当すること。

① 修士課程1年在学の学生。

② 博士課程の学生。(本人の専攻, 将来の進路などを勘案の上, 奨学生とすることがあります)

(2) 修学・研究に旺盛な熱意と堅固な意志を有し, 成績優秀かつ心身ともに健全であること。

(3) 学業に専念するための経済的支援が必要であること。

### 2. 募集人数 最大10名程度

### 3. 募集期限 2025年1月13日(月) 必着

(応募方法の詳細については5. 応募方法 をご確認ください)

### 4. 内容

奨学生には規定に則り下表の通り奨学金を貸与します。

応募時の在学年	貸与額	貸与期間
大学院修士課程在学学生	80,000 円/月	2025年3月から2026年3月まで
大学院博士課程在学学生	100,000 円/月	2025年3月から2026年3月まで

### 5. 応募方法

別添の「大原記念奨学金貸与規定」を確認いただき, 以下の書類をご提出願います。

志願書様式は別途案内いたしますので, 応募を希望される方はメールにて一報ください。

I) 推薦書(様式自由/当社様式同封)

II) 大原記念奨学生志願書

III) 研究テーマ進捗説明書(書式自由...修士 A4 版 2 枚以内、博士 A4 版 3 枚以内)

注: 研究成果だけでなく、挑戦の過程も記載して下さい。

IV) 成績証明書(学部、修士課程、博士課程)

■ 応募書類送付先 〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-6-4 常盤橋タワー

株式会社クラレ 人材育成部 大原記念奨学生募集担当

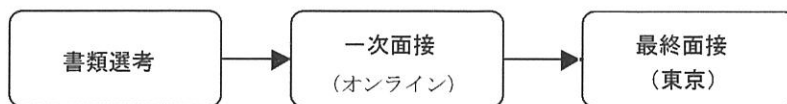
■ 志願書データ依頼 [Recruit.Jpn@kuraray.com](mailto:Recruit.Jpn@kuraray.com) までメールにて一報ください。

件名に「大原記念奨学生応募データ送付依頼<大学名・名前>」を記載頂き、ご応募の旨ご連絡下さい。

## 6. 選考方法

本奨学金の貸与規定に基づく選考委員会の選考試験により奨学生を決定します。

### I) 選考の流れ



II) 選考時期 2025年1月下旬～2月中旬(予定, 詳細は書類受付後担当者より連絡)

III) 交通費 面接会場(東京)までの交通費を定額支給

## 7. 備考

I) 当社に入社された方については、奨学金の返還を免除いたします。ただし、入社後3年以内に本人都合により退社された場合には返還を求めることがあります。

II) 奨学生の決定に際しては、弊社へ入社される方を優先します。

III) ご不明な点などございましたら以下までお問い合わせ下さい。

### (奨学生募集担当者連絡先)

〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-6-4 常盤橋タワー

株式会社クラレ 人材育成部 大原記念奨学生募集担当 吉原 TEL (03) 6701-2293

以上

## 大原記念奨学金の紹介

### ～大原記念奨学金とは～

大原記念奨学金は、その前身である「友成九十九記念育英基金」の精神と制度を継承し、株式会社クラレの創業と発展に尽くした故大原孫三郎・總一郎両氏が、人間福祉の理念を基盤として産業界のみならず教育・社会・文化の各界において果たした先駆的偉業を記念して昭和49年に設けられました。

「友成九十九記念育英基金」の設立はさらに古く、当社のビニロン研究並びにその工業化をなし遂げた故友成九十九博士の偉業を記念して、「新しい化学分野に於て博士に続く有能な化学技術者及びこれに関連する機械技術その他の優秀な技術者の育成をはかる」ため、当社の創立35周年記念事業の一つとして昭和36年に設けられました。

以来半世紀にわたり、優秀な学生に奨学金を貸与し、その意欲を助成することで、有為な人材を世に送り出しています。

---

### ～大原孫三郎・大原總一郎両氏の紹介～

#### ■大原孫三郎（1880—1943）

大原孫三郎氏は1906年、若くして倉敷紡績の社長および倉敷銀行の頭取の地位に就くとともに、1926年に当時の先端素材であった人造絹糸レーヨンの工業化を目的として倉敷絹織株式会社（現・株式会社クラレ）を設立するなど、明治～昭和にかけて活躍した実業家です。

その一方で、「社会から得た財をすべて社会に返す」という信念のもと、大原美術館や社会福祉法人石井愛染園（現・愛染橋病院）、倉紡中央病院（現・倉敷中央病院）、西条中央病院、大原社会問題研究所、労働科学研究所、大原奨学会、農業研究所などの事業を手がけ、地域の方々と従業員の医療・福祉・教育・文化の向上をめざすなど、事業家として社会に対する責任を果たそうとした人物として知られています。

#### ■大原總一郎（1909—1968）

大原總一郎氏は1939年に父・孫三郎氏の跡を継いで倉敷絹織の社長に就任し、孫三郎氏の創設した数々の研究所や大原美術館を充実させるとともに、我が国初の国産合成繊維であるビニロンの工業化に指導力を発揮し、その事業を軌道に乗せることに成功しました。このビニロン工業化における当社の技術面の責任者が友成九十九博士であり、桜田一郎氏（京大工）・矢沢将英氏（鐘紡）と共に「ビニロン研究とその工業的製造技術の確立」により第1回日本化学会化学技術賞（昭和27年4月）を受賞しています。

總一郎氏もまた父・孫三郎氏と同様に社会的な責任に対する意識が強く、まだ「CSR」という言葉のなかった時代に、企業の収益とは「社会的・国民経済的貢献に相応する対価としての利潤でなくてはならない」、社会に役立つ事業活動の見返りとして初めて収益が存在する、という考え方を明確に打ち出しており、「世のため人のため他人のやれないことをやる」という社会的責任と独自技術を追求する当社の企業文化の礎を築きました。

その思想は現在でも「少年少女化学教室」「クラレふれあい募金」をはじめ災害支援活動や清掃活動などの様々な社会貢献活動として、また独自の高分子・合成化学技術をベースにした高機能繊維、樹脂、化学品分野などへの事業成長の推進力として、当社で脈々と受け継がれています。

（株式会社クラレ・大原記念奨学生募集担当）

## 大原記念奨学金貸与規則

- 第1条 この大原記念奨学金制度は故大原孫三郎・總一郎両氏の功績を記念し、優秀な学生が学業に専念することを援助し、将来有為な人材を育成することを目的とする
- 第2条 奨学金の貸与は、次の各号に該当する者から下記第5条により決定する
1. 修学・研究に旺盛な熱意と強固な意志を有し、成績優秀かつ心身共に健全な者
  2. 学業に専念するための経済的支援が必要である者
  3. 大学またはそれに相当する学校に在学し、所定の分野を専攻している者
- 第3条 奨学金貸与の対象とする大学、専攻等の詳細は募集の都度決定する
- 第4条 貸与金額、貸与期間は下記の通りとする
- |                |             |                   |
|----------------|-------------|-------------------|
| 1. 大学学部在学学生    | 80,000 円/月  | 大学卒業まで（最長 2 年間）   |
| 2. 大学院修士課程在学学生 | 80,000 円/月  | 修士課程修了まで（最長 2 年間） |
| 3. 大学院博士課程在学学生 | 100,000 円/月 | 博士課程修了まで（最長 2 年間） |
- 第5条 奨学金被貸与者（以下奨学生という）は、当社が設ける選考委員会が書類選考および面接によって決定する
- 第6条 奨学生の選考には、次の各号の書類を必要とする
1. 主任教授ないし指導教授の推薦書（選考後の提出も可）
  2. 当社所定の志願書
  3. 本人の写真（最近 3 ヶ月以内に撮影したもの、上記 2 号の志願書に貼付）
  4. 成績証明書（学部、修士課程）
- 第7条 第5条により奨学生として承認された者は保証人連署のうえ別に定める様式により誓約書を提出しなければならない
- 第8条 奨学金の貸与は毎月末、原則として本人の銀行口座への振込みにより行なう
- 第9条 奨学生の修学状態、素行、健康状態、生活状況に重大な変化が生じた場合は、推薦教授はその旨を会社宛連絡しなければならない
- 第10条 奨学金の貸与が終了したときは、別に定める様式により奨学金借用証書を保証人連署のうえ提出しなければならない
- 第11条 奨学金は、原則として、その貸与の終了した 1 年後より貸与期間の 5 倍に相当する期間内（但し最高 15 年を限度とする）に、月賦または半年賦により返還するものとする。但し、特別の事情がある場合は返還を猶予することがある

貸与を受けた奨学金は無利息とする

第 12 条 第 10 条、第 11 条にかかわらず、当社に入社する者については返還を免除する。但し、入社後 3 年以内に本人都合により退社する場合には返還を求めることがある

第 13 条 奨学生が次の各号の一に該当する場合には選考委員会の審議を経て、奨学金の貸与を停止する。

1. 学業成績不良、その他修学上遺憾のある場合
2. 傷病のため修業の見込みがない場合
3. 死亡の場合
4. 所定外の科目に専攻を変更した場合
5. 休学の場合
6. 反社会的行為があった場合
7. その他上記各号に準ずる場合

第 14 条 前条により停止された奨学金の返還については、その都度決定する

第 15 条 本規則は、総務・人事本部人事労務部（採用グループ）が所管し、改廃は総務・人事本部長が決裁する。

第 16 条 この規則は 2023 年 11 月 16 日より実施する

## 附 則

1981 年 11 月 1 日	一部改訂
1984 年 3 月 1 日	一部改訂
1985 年 11 月 1 日	一部改訂
1991 年 10 月 16 日	一部改訂
1996 年 3 月 1 日	一部改訂
2007 年 8 月 22 日	一部改訂
2011 年 9 月 15 日	一部改訂
2013 年 9 月 25 日	一部改訂
2015 年 1 月 8 日	一部改訂
2018 年 11 月 16 日	一部改訂
2023 年 11 月 16 日	一部改訂